

児童買春・児童ポルノ禁止法が改正され、平成26年7月15日から施行されました!

児童ポルノの定義がより明確化

「殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているもの」という要件が追加されました。

新たに処罰の対象となる行為

自分の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持するなどの行為、盗撮して児童ポルノを作成する行為が処罰の対象になりました。

なお、児童ポルノを所持するなどの行為について、平成27年7月15日から罰則の適用が開始されました。

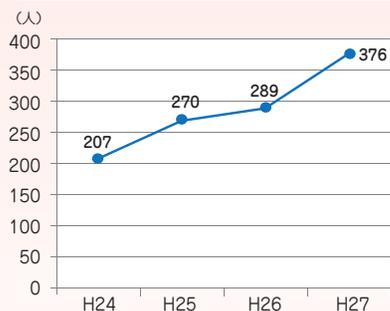
児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加!



「自画撮り被害」とは…

だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害。児童ポルノ被害の約4割になっています。(警察庁統計資料より)

自画撮り被害に遭った児童の推移



自画撮り被害に遭った児童は毎年増加しています。そのうちSNS等のコミュニティサイトに起因するものが約8割を占めています(全国)。

●保護者や青少年の育成に関わる方へ

青少年が児童ポルノの対象とならないよう、適切な保護監督及び教育に努めてください。(この保護者等の責務は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に定められています。)

通報・相談窓口

児童ポルノ被害に遭う子供を一人でも少なくするため、都民の皆さんの御協力をお願いします。

児童ポルノに関する情報提供・相談は…

STOP!児童ポルノ・情報ホットライン(警視庁)

「インターネット上で児童ポルノを見つけた」「裸の写真を撮られてしまった」など、児童ポルノに関する情報・相談はこちらへ御連絡ください。

電話からは…

0570-024-110
(24時間受付)

ホームページからは…

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

児童ポルノに関する情報提供

検索

インターネット・ホットラインセンター

(※相談窓口ではありません)

児童ポルノを始めとする違法情報・有害情報の通報は、以下のURLへ
<http://www.internethotline.jp/>

インターネットトラブルに関する相談は…

電話相談
0570-783-184

月曜日～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時



インターネット相談(24時間受付)

こたエール

検索



モバイル相談OK!

←こちらからも相談できます!

<発行元>

東京都 青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話:03-5388-3186 FAX:03-5388-1217



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

【平成29年3月発行】

児童ポルノは絶対に許されない!

～被害に遭わない、遭わせないために～



児童ポルノ事犯の被害児童数の推移(警察庁及び警視庁統計資料より)

児童ポルノと被害の実態

児童ポルノは、児童(18歳に満たない者)※の
人権を著しく侵害する悪質な犯罪です!

※児童買春・児童ポルノ禁止法においては、18歳に満たない者を「児童」と定義しています。

画像がインターネット上に流れてしまうと、コピーが繰り返され、完全に消し去ることは困難になります。裸の写真やわいせつな動画を撮影された子供は、将来にわたってその画像におびえ、苦しむことになりかねません。

子供の未来を守るため、児童ポルノ被害の未然防止、拡大防止のために、それぞれの立場でできることを考えましょう。

保護者の皆さんへ

携帯電話にはフィルタリングを

子供が携帯電話を持ちたがる場合は、その必要性をよく御判断いただき、もし持たせる場合には、有害情報から子供を守るために、フィルタリングを必ず利用しましょう。

なお、スマートフォン(スマホ)は、携帯電話回線だけでなく、無線LAN回線でもインターネットに接続できます。無線LAN回線に適したフィルタリングを別途設定しなければ、有害なサイトをブロックできません。設定方法については、携帯電話販売店等に御相談ください。



家でインターネット利用のルール作りを

インターネット上の有害情報から子供を守るために、フィルタリングは有益ですが、必ずしも十分ではありません。保護者の方がインターネットに関して正しい知識と問題意識を持ち、子供と話し合いながら、各家庭で利用時間や閲覧サイト等についてルールを作ることが大切です。

内閣府「インターネット利用環境整備」のページも御参照ください。
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

どんなきっかけで被害に遭う可能性があるの?

※これらの事例は、全て実際にあったものです。(警察庁HP等より)

ケース1 携帯音楽プレイヤーでも・・・

小学生女子Dは、携帯音楽プレイヤーにインストールしたゲームアプリ(インターネット上でのコミュニケーション機能を有しているもの)を通じて知り合った男から、裸の写真を送るようにしつこく要求され、音楽プレイヤーのカメラで自分の裸を撮影し、画像を送信してしまった。



ケース3 「アイドルに会える」と誘われ・・・

中学生女子Aは、携帯電話の掲示板で知り合った男性に「自分と会ってくれば、アイドルタレントに会わせてあげる」とたまされ、わいせつな行為をされた上に、その状況を携帯電話のカメラで撮影された。



ケース2 男子生徒も児童ポルノの被害に・・・

高校生男子Bは、インターネット上で男子モデル募集の記事を見つけて応募したところ、ホテルでわいせつな動画を撮影され、児童ポルノとしてインターネット上で販売された。



ケース4 無料通話アプリでモデルに勧誘されて・・・

高校生女子Eは、インターネットの掲示板に、スマートフォンの無料通話アプリのIDを投稿していたところ、これを見た男から無料通話アプリを通じて、「モデルにならないか。お金を払う。」等の誘いを受けた。最初は顔写真であったが、次第に要求がエスカレートし、裸の画像を送信させられた。



●お子さんに伝えて欲しいこと

インターネット上では、簡単に年齢や身分をごまかすことができます。相手の言うことの全てが本当かどうかは、分かりません。自ら危険に近づくことのないよう、以下の点について子供に伝え、自分で自分を守る知識を身に付けるよう御指導ください。

また、不安や困ったことがある場合は、すぐに保護者に相談するよう伝えましょう。

- ⚠ プロフィールサイトなどに、本名やメールアドレスなど個人情報のほか、顔写真のような容易に個人を特定できるものを載せない。
- ⚠ コミュニティサイトなどで知り合った人には会わない。
- ⚠ たとえ親しい友人に求められても、裸や下着姿の写真は絶対に送らない。

個人情報から住所等を特定されて身に危険が及ぶ可能性があります!

女の子と思って会いに行っても、相手は大人の男性である可能性があります!

送った写真が、インターネット上に公開される可能性があります!

サイト内で多人数とコミュニケーションをとれるコミュニティサイトは、フィルタリングを利用していても、閲覧・書き込みが制限されずに青少年が自由に利用できるサイトが多くありますので、御注意ください!